

第7部 復旧・復興対策計画

第1章 復旧・復興対策の実施

第1節 復興体制の整備

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るため、復興に関する事務等を行う組織(復興本部)を設置し、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る案の作成、既存計画(施策)との整合性の確保、各部局との調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、町は、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて臨時的任用職員等の雇用を行います。

(1) 派遣職員の受入れ

町は、不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法等に基づき、職員の派遣又はあっせんの要請を行い、職員を受入れます。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。

町は、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家に支援を要請します。

第2節 復興対策の実施及び復興計画の策定

1 復興に関する調査

町は、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

復興に関する調査は、町職員を迅速に召集し、調査体制を確立します。また、人員が不足するときは、県又は災害協定締結市町に応援を依頼し、調査体制を確立します。調査内容は、以下のとおりとします。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。

(2) 都市基盤復興にかかる調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

町は、広域避難場所や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査します。

イ その他都市基盤復興にかかる調査

町は、漁港・海岸・下水道施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査します。

(3) 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

ア 応急仮設住宅必要戸数の把握

町は、家屋被害状況調査、建設戸数調査を行い、県に報告します。

(4) 生活再建支援にかかる調査

ア 罹災証明用住宅被災状況調査

町は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

イ その他生活再建にかかる調査

町は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援にかかる調査

町は、被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等

の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

町は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行います。

イ 地域経済影響調査

町は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は時間や地域によって異なります。そこで、町は、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業になります。町は、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、県の指針に基づき、復興計画を策定します。

(1) 復興計画の基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の設定

住民、事業者、町が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定します。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要であり、復興計画を策定していく過程において合意形成を図ります。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があり、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図ります。

- (3) 復興計画において規定する事項
- ア 復興に関する基本理念
 - イ 復興の基本目標
 - ウ 復興の方向性
 - エ 復興の目標年
 - オ 復興計画の対象地域
 - カ 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
 - キ 復興施策や復興事業の事業推進方策
 - ク 復興施策や復興事業の優先順位
- (4) 復興計画策定のプロセス
- ア 復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（復興本部）の長は専門家から意見を聞き、復興計画策定方針を作成し、関係部局において部局案を作成します。
 - イ 復興計画に住民の意見を反映するとともに、関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。
 - ウ 復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。
- (5) 復興計画の公表
- 住民や町などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、県・町広報誌等により復興施策を具体的に公表します。

第3節 市街地復興

- 1 都市復興基本方針の策定
町は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討し基本方針を策定し公表します。
- 2 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定
町は、生活の基盤である市街地の復興について自治体の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努めます。この条例には、町、住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。
条例を制定した場合、県及び町は、被災状況調査や既存の都市計画にお

ける位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

3 建築制限の実施

町は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を設定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

4 都市復興基本計画の策定、事業実施

町は、住民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

町は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

5 仮設市街地対策

県及び町は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

6 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、県及び町は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。

また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

第4節 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向にそって施策を実施します。

1 被災施設の復旧等

- (1) 町は、被災した公共施設の早期復旧に努めます。
- (2) 町は、ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川、漁港などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの防災性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

(1) 道路・交通基盤

町は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

(2) 公園・緑地

町は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備します。

(3) ライフライン施設

町は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

(4) 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

町は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

(5) 災害廃棄物等

町は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針に基づき、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成するとともに、建設業協会等の関係機関と協力して、実施方針を基に災害廃棄物等処理実施計画を作成します。

町は県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行います。災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクル

ルに努めます。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、町は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行います。

第5節 生活再建支援

1 被災者の経済的再建支援

町は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、県は、これを受けて、被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

(2) 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けます。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障がい見舞金を支給します。

(4) 義援物資の受入れ及び配分

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。町は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を考慮して同リストを逐次改訂し、これを活用し

て物資の配分を行います。

イ 個人等からの小口義援物資

町は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請などを行います。

(5) 義援金の受入れ及び配分

町は、義援金の受入れ、配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、(福)湯河原町社会福祉協議会等と連携し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(6) 生活保護

町は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

(7) 税の減免等

町は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、軽自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告期限等の延長、徴収猶予、減免などの納税緩和措置について検討します。

(8) 社会保険関連

町は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(9) 精神的支援

ア 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等

町は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、相談窓口等を設けて、医師、保健師、精神保健福祉士等が「こころの相談」に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

イ 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

町は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等への長期的な対応及び、被災精神障がい者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

ウ 被災児童・生徒等のこころのケア事業

町は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(10) 要配慮者対策

ア 高齢者・障がい者等への支援

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービス、入浴サービス、訪問指導等各種支援を行います。

イ 外国人被災者への支援

町は、外国人被災者に対し、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

(11) 社会福祉施設、社会復帰施設等

ア 地域の福祉需要の把握

町は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

イ 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

町は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

ウ 福祉サービス体制の整備

町は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

(12) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

町は、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することによる感染症の発生等を未然に防止するため、飲料水の安全確保のための処置指導を行います。また、水道施設の早期復旧のための支援を行います。

また、食料品については、炊き出し等による健康被害が発生しないように食品衛生確保のための指導を行います。

イ 公衆浴場等の情報提供

町は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(13) 教育の再建

ア 学校施設の再建・授業の再開

町は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

イ 生徒等への支援

町は、生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

(14) 社会教育施設、文化財等

町は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

(15) 歴史的公文書の修復等

町は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、県から修復方法等の情報提供を受けるとともに、職員派遣等の支援を要請します。

(16) 災害救援ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、町では、社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから、町は、県と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

(17) 情報提供、町民相談

町は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第6節 地域経済復興支援

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 相談・指導体制の整備

町は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談に当たっては、商工会、観光協会、旅館協同組合など各種関係団体と協力し、総合的な支援を行います。

(2) 商談会、イベント等の活用

町は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客の誘致を目指します。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、町は、県及び国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

町は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融制度、金融特別措置の周知

町は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成します。

(4) 税の減免等

町は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

町は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低

廉な賃料等での提供を検討します。

(2) 工場・店舗の再建支援

町は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(3) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

町は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、町ホームページ等を活用して情報提供を行います。

(4) 発注の開拓

町は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所(特に中小企業)の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を検討します。

(5) 物流ルートに関する情報提供

町は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

4 農林水産業者に対する支援

(1) 災害復旧事業等の実施

町は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

なお、津波災害は沿岸部の漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとします。

(2) 既存制度活用の促進

町は、被災した農林水産業者が速やかに生産等が再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

(3) 物流ルートに関する情報提供

町は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

第7節 計画・復旧状況に関する情報提供

町は、住民及び各団体に対して、広報紙、ホームページ、新聞、テレビ・ラジオ等の広報媒体により、生活再建支援及び地域経済復興にかかわる計画、復旧状況に関する必要な情報の提供に努めます。

